

2003年5月臨時議会

2003/5/14

私は、日本共産党県議団を代表いたしまして、専決処分報告のうち、専第4号、平成14年度一般会計最終補正予算について、質疑をいたします。

これは、県税の中の法人事業税、地方譲与税、地方交付税の増収に伴い、うまれた18億5800万円に加え、県債、つまり借金を11億6900万円増やし、県債管理基金に29億6600万円を繰り戻すというものであります。

財政改革プログラムの中に「交付税措置のある有利な起債を活用する」という表現がありますが、たとえ「有利」と言いましても、近年、国も地方も極めて厳しい財政状況が続いており、また、経済不況の長期化が続く中で、地方交付税の財源となる国税収入自体が減少している中で、交付税措置を見込んで、次々と起債を増やすというやり方が、果たして、県財政の健全化を図っていく上で、有効であるかどうか疑問を抱かざるをえません。そういう観点からお尋ねいたします。

第1に、法人事業税が増収となっておりますが、14年度当初予算と比較した場合、県税の総額は、比率、金額で、どのような増減となっているのか、お示してください。

第2に、この補正により県債残高は、14年度末で、いくらとなり、県民一人当たりに換算するといくらになるのか。また、この起債のうち、交付税措置のあるものは何%か。

さらに、厳しい財政状況にある国において、地方税財政制度改革の動きがある中で、後年にわたって、交付税措置が必ずおこなわれるという保証があるのかどうか、お考えをお示してください。

第3に、一般に公債費負担比率は、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされておりますが、この補正により県債総額における公債費負担比率は、何%となったのか。それを他の都道府県と比較した場合、全国的に、本県はどのような位置にあるのか明らかにしていただきたいのです。

以上をもって、質疑といたします。